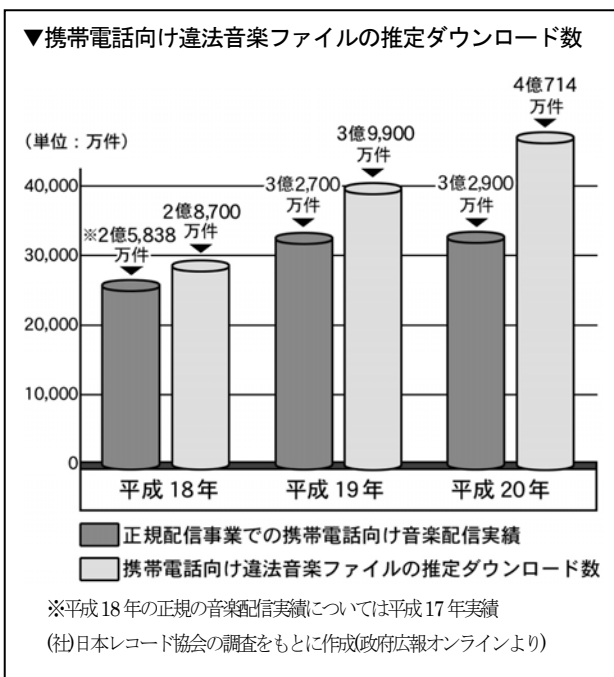


# 違法サイト

## 著作権侵害のインターネット配信

著作権者の了解を得ないで、音楽や映像を配信する違法サイトが増えており、違法サイトと知りながらダウンロードする利用者も多い。

特に、若者を中心として多くの人たちが利用している携帯電話の音楽ダウンロードでは、合法的に配信しているサイトからのダウンロード数より、著作権を侵害して配信する違法サイトからのダウンロード数の方が多くなっている。



## 改正著作権法

平成22年1月1日から施行された改正著作権法では、著作権を侵害した配信だと知りながら権利者に無断で音楽や映像をダウンロードすることは、個人的に楽しむ目的であっても、違法(権利侵害)であるとされた。

違反した人に対する罰則は設けられていないが、ダウンロード行為について、明らかに違法配信であると知って行っていたり、それを誇示していたりするような悪質な場合は、著作権等をもつ人が権利侵害として民事訴訟を起こすことができるようになった。

## エルマーク

正規の配信サイトを安心して利用できるようにするため、業界の自主的な取り組みとして、正規の配信サイトを示す「エルマーク」の普及が行われている。

このマークは、レコード会社・映像制作会社との契約によってコンテンツを配信しているパソコン向けサイトや携帯電話向けサイトなど、音楽・映像配信事業者数の92%以上(218社の配信事業者、1144サイト:平成20年7月現在)に表示されている。



## 犯罪となる違法サイトの利用

インターネットを通じて多くの人たちが、音楽や映像を気軽に楽しめるような環境をつくっていくためには、1人1人が著作権に対する意識を高め、ルールを守っていくことが求められる。違法サイトを利用し、安易にダウンロードしたりコピーしたりしないようにすることが重要である。

### ◆著作権法違反の最近の事件例

- ・音楽著作物を無許可配信  
被疑者は、自宅パソコンからファイル共有ソフト「Share」を用いて、著作権者等の許諾を受けていない音楽を不特定多数のインターネット利用者が閲覧できるようにし、著作権を侵害。(平成21年11月)
- ・映画やドラマをネット上で無許可配信  
被疑者は、著作権者の許可を受けずに、平成20年11月29日から平成21年2月6日までの間、自宅パソコンからファイル共有ソフト等を使用して映画やドラマをインターネット上に無断で流出した。  
(平成21年8月)(警視庁ウェブサイトより)

また、違法ダウンロードを理由とした損害賠償などの名目で、支払い請求が送りつけられる場合など、架空請求や振り込め詐欺などの可能性が指摘されている。そのような場合は、すぐに支払わず、文化庁著作権課や権利者団体の相談窓口にお問い合わせするなど、内容をよく確認することが必要である。